



## 令和6年度から高齢者在宅福祉サービスが変わります

### 紙おむつ給付事業

給付対象高齢者が属する世帯の市民税の課税状況に応じて、給付回数が決まります。

【令和6年度から】

非課税世帯 → 年4回給付  
課税世帯 → 年2回給付

### あんしん通報サービス事業（旧:緊急通報装置給付事業）

令和6年度から緊急通報装置給付事業は、「あんしん通報サービス事業」と事業名を変更し、サービスの向上を図ります。

【対象となる方】	【緊急通報装置】	【サービス内容】	【利用料】	【サービス内容】
65歳以上の高齢者のうち、一人暮らしや介護者が不在となる機会が多い方 ※所得要件なし	固定型装置(固定電話回線を利用した装置)または携帯型装置(利用者が所有する携帯電話を使用) ※固定電話や携帯電話を持っていない方は、携帯型装置を貸与するサービスがあります。	装置を使用して通報し、受信センター局から緊急連絡先への連絡や救急要請を行います。 月に1回程度、安否確認の電話連絡をします。	装置設置費や利用料がかかります。対象者が属する世帯の市民税の課税状況に応じて、負担金額が決まります。	事業の利用には、申請手続きが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。



【問・申】長寿介護課 ☎(0879)26-9904

## 高齢者・障害者の方に対するタクシー助成制度について

外出支援と経済的負担の軽減のため、タクシー利用料金の一部を助成します。

### 助成対象者（次の要件を全て満たす方）

#### 【高齢者の方】

- ①満80歳以上の方
- ②要介護、要支援の認定をお持ちの方
- ③対象者本人が市民税非課税の方
- ④在宅の方 ※

※病院に入院していない方、老人ホームや障害者支援施設などに入所していない方 注)【高齢者】、【障害者】どちらか一方の助成のみとなります。

#### 【障害者の方】

- ①身体障害者手帳の1級か2級、精神障害者保健福祉手帳の1級または療育手帳のAの手帳をお持ちの方
- ②対象者本人が市民税非課税の方
- ③自動車税および軽自動車税の減免を受けていない方
- ④在宅の方 ※

### 助成内容（高齢者・障害者共通）

500円券×24枚(12,000円分)。ただし、身体障害者手帳の1級で慢性透析療法を受ける方は、500円券×48枚(24,000円分)。1回の乗車につき、料金を超えない範囲で使用することができます。

### 申請方法および提出先

長寿介護課、障害福祉課(寒川庁舎)、生活環境課(本庁舎)、津田・大川・長尾出張所にある申請書または市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して直接または郵送でご提出ください。

### 申請の際に必要なもの

#### 【高齢者福祉タクシー】

- ・本人確認ができるもの
- ※代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認書類

#### 【障害者福祉タクシー】

- ・本人の障害者手帳
- ※代理人の場合は、手帳および委任状、代理人の本人確認書類

### 助成券の交付方法

#### <窓口で受領する場合>

交付決定後に送付する通知書に記載している交付場所までお越しください。

#### <郵送で受領する場合>

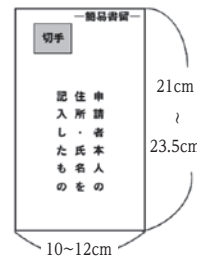
令和6年度から受領が郵送でもできるようになりました。

交付決定後に通知書および助成券を送付します。ただし、郵送の場合は、事前に返信用封筒の提出が必要です。

#### <返信用封筒の作り方>

- ・申請者本人の氏名・住所を記入してください。タクシー助成券の送付先は、申請者本人に限ります。
- ・返信用切手(「簡易書留」料金含む)を貼ってください。

助成券24枚交付⇒切手490円分 助成券48枚交付⇒切手560円分（切手代は変更になる場合があります）



### 注意事項

助成券を所持している方が複数人同乗する際、1回の乗車に使用できる枚数は、同乗した利用者全員で24枚までです。介護保険の訪問介護として利用するタクシー(介護タクシー)に乗車する場合は、助成券は使用できません。

【問・申】高齢者福祉タクシーについて【長寿介護課】 ☎(0879)26-9904 障害者福祉タクシーについて【障害福祉課】 ☎(0879)26-9903